



2022年7月1日

各 位

会 社 名 ジャフコ グループ株式会社
代 表 者 取締役社長 三好啓介
コード番号 8595 東証プライム市場
問 合 せ 先 管理部管理グループ 古賀 慎二
T E L 050-3734-2025

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株処分」または「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2022年7月26日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 104,436株
(3) 処 分 価 額	1株につき1,636円
(4) 処 分 総 額	170,857,296円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）2名 42,786株 当社の取締役を兼務しない執行役員 3名 22,002株 当社完全子会社の取締役 1名 39,648株
(6) そ の 他	本自己株処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年1月26日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）、執行役員及び当社の完全子会社の役員（対象取締役とあわせて以下「対象者」と総称します。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2022年6月21日開催の第50回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額300百万円以内の金銭債権を支給し、年300,000株以内の当社普通株式を発行または処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（ただし、当該退任または退職した直後の時点が、当社普通株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができます。）とすること等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象者は、本制度に基づき当社から役務の提供の対価として支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

今回は、指名・報酬委員会の審議を経たうえで、本制度の目的、当社の業況、各対象者の職責の範囲、報酬総額のうち譲渡制限付株式報酬の割合及び諸般の事情を勘案し、各対象者の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計170,857,296円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式104,436株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象者6名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2022年7月26日（以下「本処分期日」という。）から当社または当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職した直後の時点または2023年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの期間。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象者が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時（ただし、対象者が当社の取締役を兼務しない執行役員または当社の子会社の役職員の 경우에는、本処分期日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日までの期間と読み替える。）までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社または当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

(3) 本役務提供期間中に、対象者が任期満了または定年その他正当な事由により退任または退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象者が、当社または当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問または相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも任期満了または定年その他正当な事由（死亡による退任または退職を含む。）により退任または退職した場合には、対象者の退任または退職の直後の時点または2023年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、上記の定めにかかわらず、対象者が、2023年7月1日の直前時点までに、死亡により退任または退職した場合には、当該退任または退職した時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任または退職した時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日（ただし、対象者が当社の取締役を兼務しない執行役員または当社の子会社の役職員の 경우에는、本処分期日の属する事業年度の開始日と読み替える。）を含む月から対象者の退任または退職の日を含む月までの月数を本役務

提供期間に係る月数（12）で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（4）当社による無償取得

対象者が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点または上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時点が、2023年7月1日の到来時点までである場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

（6）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは区分して、対象者が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理され、対象者からの申し出があつたとしても、専用口座で管理される本割当株式の振替等は制約される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する自己株式処分は、本制度に基づく当社の第51期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年6月30日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,636円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上